

グリーン水素トライアル取引実施規程

2024 年 11 月 29 日現在

(目的)

第 1 条 本グリーン水素トライアル取引実施規程（以下「本規程」という。）は、東京都及び協定事業者である株式会社東京商品取引所（以下「事業実施者」という。）が共同で実施するグリーン水素トライアル取引事業（以下「本事業」という。）において必要な事項を定めるものである。

2 事業実施者は、本事業の遂行に関して必要な事務手続き等を実施する。

(定義)

第 2 条 本事業において取り扱う「グリーン水素」は、次の各号をすべて満たすものとする。

(1) 再生可能エネルギー由来の電力を使用し、水電解により製造された水素

(2) ISO14687 Grade D に準拠した水素

2 「供給者」とは、国内において前項のグリーン水素を製造する者又は販売を行う者をいう。

3 「利用者」とは、都内においてグリーン水素の購入を希望する者をいう。

4 「輸送事業者」とは、東京都が指定する本事業においてグリーン水素の輸送を行う事業者をいう。

(入札参加資格)

第 3 条 本事業の入札に参加できる者は、供給者として入札に参加する場合は第 1 号及び第 3 号、利用者として入札に参加する場合は第 2 号及び第 3 号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 供給者の要件

- a 本規程の別紙 1 で指定するトレーラー及びカードルの規格に準拠した容器での出荷が可能であること
- b グリーン水素の規格を満たす証明書を提出すること
- c 適格請求書発行事業者（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 2 条第 1 項第 7 号の 2 に定める適格請求書発行事業者をいう。）であること
- d 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく高圧ガス製造許可及び届出、又は高圧ガス保安法に基づく販売事業届出が済んでいること

(2) 利用者の要件

- a 都内に拠点を置く水素ステーションであること又は本規程の別紙 1 で指定するト

レーラー若しくはカードルを受入可能な施設があること

- b 都内において、高圧ガス保安法及び消防法に基づくグリーン水素の受け入れ、貯蔵、利用又は販売に係る許認可を得ていること

(3) 供給者・利用者の共通要件

- a 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者ではないこと
- b 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者ではないこと
- c 地方自治法施行令（昭和 11 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定のいずれかに該当する者ではないこと
- d 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中である者ではないこと
- e 供給者若しくは利用者並びにその株主、役員及び使用人が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人若しくは法人その他の団体（その役員（相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わない。以下同じ。）、使用人その他の構成員を含む。以下同じ。）、総会屋、社会運動、人権運動若しくは政治運動などを標榜して、市民若しくは企業に対して不当要求を行った個人若しくは法人その他の団体、社会の秩序若しくは市民の安全を害する行為を行う個人若しくは法人その他の団体又はこれらの者と社会的に非難される関係を有していると認められる者をいう。）に該当しないこと

(入札期間)

第 4 条 本事業における入札は、供給者・利用者それぞれにおいて次の各号の期間に実施する。

- (1) 供給者 2024 年 12 月 6 日午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 利用者 2024 年 12 月 18 日午前 9 時から午後 5 時まで

(輸送対象期間)

第 5 条 本事業の入札における輸送対象期間は 2025 年 1 月 14 日から 2025 年 3 月 19 日までとする。

(入札実施区分)

第 6 条 入札は別紙 1 に記載する入札実施区分により、トレーラー輸送コースとカードル輸送コースに分けて実施する。

- 2 事業実施者は各入札実施区分において別紙 1 に記載する条件を設ける。

(入札参加の申込み)

第7条 入札への参加を希望する者は、供給者・利用者それぞれにおいて、次の各号に定める期間において、所定の登録申込書及び添付書類を事業実施者に対し提出して参加を申し込むものとする。

- (1) 供給者 2024年11月29日午後2時から2024年12月4日午後5時まで
- (2) 利用者 2024年11月29日午後2時から2024年12月16日午後5時まで

(入札方法)

第8条 事業実施者は、前条の規定に基づき参加の申込みを行った者（以下「入札申込者」という。）のうち、第3条に定める要件を満たす者に対して入札方法を通知する。この場合において、利用者として入札への参加を希望する者に対する入札方法の通知については、次条第1項の規定により供給側落札者が決定した後に行うものとし、入札方法と合わせて当該供給側落札者が提示した次項第1号bの週当たりの最大数量を通知する。

2 入札申込者は、事業実施者が指定するウェブフォームにて、供給者及び利用者ごとに以下の情報を示すことにより入札することができる。

- (1) 供給者
 - a 売却単価（円/Nm³単価）
 - b 指定する期間において、輸送可能な週当たりの最大数量
 - c 受渡し可能な日
 - d 出荷地点
- (2) 利用者
 - a 購入単価（円/Nm³単価）
 - b 希望購入数量
 - c 受取り希望日
 - d 受取地点

3 事業実施者は入札実施区分ごとに、供給者に対して前項第1号bの最低数量及び利用者に対して同項第2号bの最低数量を指定することができる。

(落札者の決定及び通知)

第9条 事業実施者は、供給者及び利用者ごとに、それぞれの入札期間の終了後速やかに、入札対象とする入札実施区分ごとに次の手順で落札内容を決定する。

- (1) 供給者における入札の開札においては、一番低い売却単価を提示した入札者を供給側落札者とし、当該供給側落札者が提示した売却単価を供給側落札単価とする。ただし、事業実施者は供給側落札単価の上限を定めることができることとし、当該単価を超える売却単価を提示した入札は落札から除外する。また、事業実施者は一番低

い売却単価を提示した入札者以外にも落札者を選定する場合がある。

(2) 利用者における入札の開札においては、一番高い購入単価を提示した入札者を利用側落札者とし、当該利用側落札者が提示した購入単価を利用側落札単価とし、第1号において決定した供給側落札者が提示した指定する期間に輸送可能な最大数量及び前号において決定した利用側落札者が提示した希望購入数量のうちいずれか小さい数量を落札数量とする。ただし、事業実施者は利用側落札単価の下限を定めることができることとし、当該単価を下回る購入単価を提示した入札は落札から除外する。また、事業実施者は一番高い購入単価を提示した入札者以外にも落札者を選定する場合がある。

(3) 前2号において、同一価格で複数の入札者があった場合は、入札数量の多い者を優先し、落札者を決定する。

2 前項の定めに従い供給側落札者及び利用側落札者のいずれもが決定したときは、事業実施者は、供給側落札者及び利用側落札者に対して、次の各号に掲げる事項を通知する。あわせて、供給側及び利用側それぞれの落札できなかった入札者に対しては、その旨を通知する。

(1) 入札実施区分

(2) 落札単価（供給側落札単価及び利用側落札単価）

(3) 落札数量

(4) 供給側落札者においては東京都に請求することができる価格差支援単価

(5) その他事業実施者が必要と定める事項

(売買契約)

第10条 前条第1項の規定により供給側落札者及び利用側落札者のいずれもが決定したときに、供給側落札者を売主、利用側落札者を買主として、グリーン水素売買契約が同条第2項の規定により通知される内容により成立したものとみなす。

(輸送の調整及び輸送契約等)

第11条 事業実施者は、第9条第1項の規定に基づき決定した供給側落札者及び利用側落札者を輸送事業者に通知する。

2 落札者は、グリーン水素の輸送スケジュール及び輸送数量について、輸送事業者との間で協議してこれを定めなければならない。

3 前項の協議によりグリーン水素の輸送数量、輸送スケジュールが定まった場合には、供給側落札者、利用側落札者及び輸送事業者の間で、輸送契約を締結しなければならない。当該輸送契約においては、利用側落札者が別紙1で指定する金額を輸送費用として輸送事業者に対して支払う旨を定めるものとする。

4 前項に規定する場合には、落札者は共同で、事業実施者が指定する書面により事業実

施者に対して報告しなければならない。

- 5 第9条第2項第3号により落札者に対して通知された落札数量が、第2項の協議により定められた輸送数量と異なる場合においては、供給側落札者は、輸送契約により定められた数量を供給するものとする。
- 6 第2項の協議においてグリーン水素の輸送数量又は輸送スケジュールについて合意できない場合は、落札者は、相手方の落札者及び事業実施者に通知することにより売買契約を解除することができる。

(供給側次順位落札者)

- 第12条 事業実施者は、前条第2項(第4項又は次条第4項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。)の協議の結果、グリーン水素の輸送数量及び輸送スケジュールに余裕が生じた場合であって、事業実施者が適当と認めたときは、入札実施区分ごとに次の順位の供給側入札者(当該供給側入札者があらかじめ辞退した場合にあっては、その次の順位の供給側入札者)を供給側次順位落札者とすることができる。
- 2 前項の定めに従い供給側次順位落札者が決定したときは、事業実施者は供給側次順位落札者及び相手方落札者に対して、第9条第2項各号に掲げる事項を通知する。この場合において、同項第2号に掲げる落札単価は供給側第1順位落札者の供給側落札単価とする。
 - 3 第1項の定めに従い供給側次順位落札者が決定したときに、供給側次順位落札者を売主、相手方落札者を買主として、グリーン水素売買契約が前項の規定により通知される内容により成立したものとみなす。
 - 4 前条の規定は、供給側次順位落札者に係るグリーン水素の輸送の調整について準用する。

(利用側次順位落札者)

- 第13条 事業実施者は、第11条第2項の協議の結果、グリーン水素の輸送数量及び輸送スケジュールに余裕が生じた場合であって、事業実施者が適当と認めたときは、入札実施区分ごとに、次の順位の利用側入札者(当該利用側入札者があらかじめ辞退した場合にあっては、その次の順位の利用側入札者)を利用側次順位落札者とすることができる。
- 2 前項の定めに従い利用側次順位落札者が決定したときは、事業実施者は利用側次順位落札者及び相手方落札者に対して、第9条第2項各号に掲げる事項を通知する。この場合において、同項第2号に掲げる落札単価は利用側第1順位落札者の利用側落札単価とする。
 - 3 第1項の定めに従い利用側次順位落札者が決定したときに、利用側次順位落札者を買主、相手方落札者を売主として、グリーン水素売買契約が前項の規定により通知される内容により成立したものとみなす。

4 第11条の規定は、利用側次順位落札者に係るグリーン水素の輸送の調整について準用する。

(売買契約における契約単価)

第14条 第10条、第12条第3項又は第13条第3項に定める売買契約における水素価格の単価は、利用側落札単価とする。

(落札者の義務)

第15条 供給側落札者は、別紙1に記載する各入札実施区分における条件及び第11条第3項（第12条第4項又は第13条第4項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）に定める輸送契約で定められた条件に従い、利用側落札者に対してグリーン水素を供給しなければならない。

2 利用側落札者は、別紙1に記載する各入札実施区分における条件に従って水素を受入れなければならない。

3 落札者は本事業への参加に際して問題が発生した場合には、事業実施者に通知しなければならない。

(使用量の算定)

第16条 供給側落札者は、別紙1に記載する各入札実施区分に定めるところに従い、利用側落札者のグリーン水素の使用量を算定する。

(精算)

第17条 利用側落札者は、グリーン水素利用の対価として、利用側落札単価に前条の規定により算定した使用量を乗じて得た額（以下「代金」という。）を支払う。

2 供給側落札者は、本事業に係る全ての輸送が完了して利用側落札者からトレーラー又はカードルの返却を全て受けた後に、利用側落札者に対して、代金の適格請求書（消費税法第57条の4第1項に規定する適格請求書をいう。以下同じ。）を発行し、事業実施者に対して当該適格請求書の写しを提出する。

3 利用側落札者は、前項に定める適格請求書を受領してから速やかに、適格請求書に基づいて供給側落札者が指定する口座に代金及び当該代金に係る消費税相当額（地方消費税を含むものとし、当該代金を課税標準として算出した金額（円位未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。）とする。以下同じ。）を振り込む方法により支払う。

(価格差支援)

第18条 東京都は、供給側落札者に対して、価格差支援総額として、供給側落札単価と利

用側落札単価の差額に第16条の規定により算定した使用量を乗じて得た額を支給する。

- 2 供給側落札者は、本事業に係る輸送及び返却が完了した後に、前項の価格差支援総額を東京都に対して請求する。
- 3 第1項の価格差支援総額については、消費税の課税対象となる国内で事業者が事業として対価を得て行う取引に該当しないため、不課税扱いとする。
- 4 供給側落札者は、第2項の請求において東京都と別途協定を締結し、手続きを行う。

(入札禁止等)

第19条 事業実施者は、入札申込者、入札者又は落札者が次の各号のいずれかに該当した場合には、入札への参加の禁止若しくは制限、入札の取消し又は改善要請を行うことができる。

- (1) 第3条に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合
 - (2) 不正な手段によって入札に参加した場合
 - (3) 支払不能若しくは支払停止の状態となった場合又は破産、会社更生手続、民事再生手続、その他法的整理手続の申立ての原因を生じ、これらの申立てを受け、若しくは自らこれらの申立てをした場合
 - (4) 合併、解散等により消滅することが見込まれる場合
 - (5) 本規程に違反し、又は違反するおそれがあると認められる場合
 - (6) 不当に事業実施者による本事業の運営の妨げとなるような行為を行い、又はそのおそれがあると事業実施者が認めた場合
 - (7) 法令の規定により処分若しくは処罰を受けたとき又はこれらの処分若しくは処罰に伴い行政官庁に対し改善策等を報告した場合
- 2 事業実施者は、前項各号の事実の有無を確認するためその他の本事業の運営にかんがみて必要があると認める場合は、入札申込者、入札者及び落札者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。
- 3 入札申込者、入札者及び落札者は、前項の規定に基づく報告又は資料の提出を求められたときは、速やかにこれを行わなければならない。

(入札禁止等による売買契約の解除)

第20条 一方の落札者が次の各号のいずれかに該当した場合には、他方の落札者は、一方の落札者への通知・催告を要せず、第10条、第12条第3項若しくは第13条第3項により成立した売買契約を解除することができる。ただし、当該解除は解除落札者による相手方落札者に対する損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 前条第1項各号に定める事由に該当した場合
 - (2) 第11条第3項により締結された輸送契約に違反した場合
- 2 前項の規定により解除をした落札者は、事業実施者に対して速やかに解除の事実と理

由を通知するものとする。

(個人情報及び取引情報の取扱い)

第21条 東京都は、本事業の運営に関連して取得した入札申込者の個人情報について、東京都が定める東京都個人情報取扱事務要綱に従い取り扱うものとする。

https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/soumu/0245_20240401_jimutoriyoukou

2 株式会社東京商品取引所は、本事業の運営に関連して取得した入札申込者の個人情報について、株式会社東京商品取引所が定める次の各号に掲げるものに従い取り扱うものとする。

(1) 個人情報の取扱いについて

<https://www.jpx.co.jp/corporate/governance/security/personal-information/index.html>

(2) プライバシーポリシー

<https://www.jpx.co.jp/corporate/governance/security/privacy-policy/index.html>

3 入札申込者は、本事業における入札情報、落札情報等（以下「取引情報」という。）及び前項に定める個人情報を、事業実施者が共有することにあらかじめ同意するものとする。

4 事業実施者は、本事業の運営に関連して取得した入札申込者、入札者及び落札者の個人情報について、次の各号に掲げるものに従い共同利用を行う。

(1) 共同利用する個人情報の項目 会社名及び氏名

(2) 共同利用する者の範囲 東京都、株式会社東京商品取引所

(3) 共同利用の目的 本事業の運営を行うため

(4) 共同利用する個人情報の管理について責任を有する者

東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社東京商品取引所

代表取締役社長 石崎隆

(入札結果の公表)

第22条 事業実施者は、供給側及び利用側双方の落札者の決定後、以下の各号に掲げる事項について、入札実施区分ごとに公表する。

(1) 供給側落札単価

(2) 利用側落札単価

(3) 落札数量

(紛争処理)

第23条 事業実施者は、本事業におけるグリーン水素の売買に関して、落札者間又は落札

者と輸送事業者の間に紛争が発生した場合においては、原則として、その当事者間においてその紛争を解決させるものとする。

- 2 当事者は、事業実施者に対して、その紛争の顛末を書面又は電磁的方法により報告を行うものとする。
- 3 供給側落札者は、第2条第1項の基準に適合しないグリーン水素を提供した場合には、事業実施者の指示に従い、利用側落札者に対する金銭による損害賠償、当該基準に適合するグリーン水素の供給その他の責任を負う。
- 4 落札者は、本規程に基づく売買契約に関連して相手方落札者に損害を生じさせた場合には、直接かつ現実に被った通常の損害（弁護士費用、逸失利益を除く。）に限り、これを賠償しなければならない。なお、特別損害についてはその予見可能性にかかわらず損害賠償責任を負わないものとする。
- 5 供給側落札者が利用側落札者に対して損害の賠償をしなければならない場合、損害賠償の金額は本事業の実施期間中に受渡しされたグリーン水素の代金相当額を上限とする。

（不可抗力）

- 第24条 天災、暴動、戦乱、自然の消耗、法令、公権力の発動、感染症の流行その他各当事者の合理的な支配が及ばない事由により本規程に基づく契約に規定する債務の全部又は一部（金銭債務を除く。）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの落札者もその責任を負わないものとする。
- 2 落札者は、前項の事象が起きるおそれがあるときは遅滞なく相手方落札者に通知し、双方誠意をもって本規程に基づく売買契約の履行に努めるものとする。

（損害賠償）

- 第25条 事業実施者は、本事業の制度変更、終了等その他本規程に基づく行為又は本事業の運営に関連して事業実施者が行った一切の行為（不作為を含む。）により、入札申込者が被った損害について、事業実施者に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
- 2 事業実施者が入札申込者に対して損害賠償責任等を負う場合においても、事業実施者の責任は、債務不履行に基づく損害賠償請求、不法行為に基づく損害賠償請求その他請求原因のいかんを問わず、当該入札申込者に生じた損害のうち現実に発生した直接かつ通常の損害に限るものとする。
 - 3 入札申込者、入札者及び落札者は、本規程に別段の定めがある場合を除き、本規程に違反する行為等により、事業実施者に損害を与えた場合は、その損害（直接又は間接を問わず、特別損害（予見可能性の有無を問わない）、逸失利益及び合理的な弁護士費用を含む。）を賠償するものとする。

(管轄裁判所)

第26条 本規程に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第27条 本規程に関する準拠法は日本法とする。

(解釈の疑義)

第28条 本規程の解釈に疑義があるとき、又は本規程に明文のない事項について臨機の措置を必要とするときは、事業実施者の決定に従うものとする。

別紙1 入札実施区分

区分	条件
①トレーラー輸送コース	• トレーラーは一基 $2,484\text{Nm}^3$ ($2,800\text{Sm}^3$) • 供給者においては毎週輸送可能であること • 利用者においては毎週受入可能であること（本事業においては2025年2月以降の輸送開始を想定） • 輸送スケジュールについては落札者決定後に落札者である供給者、落札者である利用者及び事業実施者が指定する輸送事業者の間で調整のうえ決定 • トレーラーは定期輸送で入れ替え • トレーラー返却時に 1MPa 以上は残して返却 • トレーラー返却時にグリーン水素の使用量の測定（トレーラーに残っている水素の温度と圧力を元に計算）し、合計使用量に基づいて精算 • トレーラーの最終返却期限は2025年3月19日 • 利用者は、1回の水素輸送につき、45,000円（税込）を輸送事業者支払い
②カードル輸送コース	• カードルは一基 263Nm^3 (296Sm^3) • 供給者においては毎週輸送可能であること • 輸送スケジュールについては落札者決定後に落札者である供給者、落札者である利用者及び事業実施者が指定する輸送事業者の間で調整のうえ決定 • カードルを返送時に 1MPa 以上残す（正味の使用可能量は 248Nm^3 (279Sm^3) ($\text{at}35^\circ\text{C}$) 程度) • <u>カードル一基につき 248Nm^3 (279Sm^3) を利用量として精算（カードル返却時における利用量の測定は行わない）</u> • カードルは輸送から1か月以内又は2025年3月19日のうち早いタイミングで返却 • 利用者は、1回の水素輸送につき、35,000円（税込）を輸送事業者支払い